

業務区域	愛知県		
対象建築物	<p>1. 床面積の合計が10,000㎡を超える建築物（二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす）</p> <p>2. 令第81条第2項第一号ロに定める構造計算による建築物</p>		
判定手数料 (非課税)	建築物の床面積の合計※	大臣認定プログラム以外による構造計算	大臣認定プログラムによる構造計算
	1,000㎡以内	160,000円	110,000円
	1,000㎡超 2,000㎡以内	212,000円	137,000円
	2,000㎡超 10,000㎡以内	243,000円	150,000円
	10,000㎡超 50,000㎡以内	321,000円	190,000円
	50,000㎡超	590,000円	322,000円
	※ 計画変更については、床面積の合計の1/2の面積（床面積が増加する場合は、増加する部分の床面積+増加する部分以外の床面積の1/2）とする		
お受けできる 事務所	東京(本部) 大阪事務所		